

# 庄屋の出自をめぐる問題点

——五馬市村文書の整理作業をとおして——

後藤重巳

## 一、はじめに

別府大学付属博物館に収蔵される豊後日田郡五馬市村文書の調製年代は、幕末期に集中するものの、内容的には比較的厚層位の文書群である。この一群の文書が、どのような経緯で村に相伝されたのかについて甚だ興味が湧く。本来、このような村方文書は、村庄屋の手によって伝世するものであるが、五馬市村の庄屋はその系譜についてさえ、不明な点が多い。

ここでは、この五馬市村文書の史料の紹介と整理段階で管見した二・三の問題について触れてみたい。

## 二、村方文書の引継ぎ

五馬市村文書の中に、寛政十一年九月日付の「五馬市村諸帳面引渡覧」①と題する長帳一点が含まれている。

当史料は、外題に見るように、日田郡五馬市村に関わる諸帳面の引渡し内容を示すものであり、近世期の村方で、保管・伝世すべき文書の様態を知ることのできる興味深い史料でもある。

史料は、日田郡出口村庄屋徳兵衛から、「五馬市村当時庄屋受持 組合中」に宛てられた目録である。記される内容は、さして冗長でもないので、以下に全覧する。

畑方名寄帳 元和五年 壹冊

田方検見帳 延享三年・寛政子年分

御免割帳 宝暦六・七・八、天明元より寛政九年

皆済帳 寛政二年より十年

御米仕訳帳 同九冊

村入用帳 寛政元年より巳年 八冊

村鑑帳 壹冊

明細帳 二冊 但村絵図三枚袋入

田畑反別帳 壹冊

裏印鑑帳 宝暦六年以来 三冊

御免札皆済目録「延享元年より寛政年中迄計七七冊」

皆済目録「宝暦年中より安永年中迄三三二」

宗門帳 天明より寛政九年迄 十冊

地番帳並鋤下帳

田畑畝高帳 壹冊

御割付 明和七より寛政九迄 八八通

田畑見取御高入小前帳

御林帳 壹冊

百姓持山ヶ所反別帳

夫食三拾ヶ年賦返納帳 壹冊

高拔差帳 宝暦六年以来 三冊

高松納年賦仕出帳

見取畑御高入帳

新見取畑反別書上帳

田畑見取御高入小前帳並亥年御検地地引帳 袋入一つ

午未申人馬諸割帳

丑寅卯辰諸出米帳

戌亥子諸出米帳

寅卯午未迄諸出銀帳

~~廿年検見本冊十件~~

申より辰検見帳並御下札杓枚諸勘定引書

帳面たんす 一ツ

注 (傍線は現存する文書。見せ消は文書目録そのまま。「」内は、

目録に記載する冊数ないし点数を便宜的に筆者が計算したもの)

本文書目録は、それまで出口村庄屋徳兵衛が兼帯管理していた五馬市村の村方文書を、本元の五馬市村の組合中に返還する際に作成されたもので、この史料の性格は、この外題・発信者と宛名内容のほかに、目録末尾の記述によつてさらに明確にされる。すなわち目録の末尾には、

右は五馬市村諸帳面引渡申<sub>三</sub>付、御改御受可被成候、

万々一残帳面見出候八八、其節相渡可申候、

と記される。

引渡し文書の明細は、俗に「地方三帳」と呼ばれる検地帳（ここでは名寄帳一点のみ）・割付状・皆済目録などに加えて、免割帳など村方の貢租関係の基本文書、村入用帳・田畑反別帳・反別書上帳・裏印鑑帳のほかに、村明細帳や村鑑・宗門改帳などのセンサス史料があり、村経済・社会面において不可欠な大方の帳面類が含まれている①。

これら各別の史料内容の検討は、今しばらくしておくとして、視点を五馬市村文書のこの「移管」と庄屋の系譜に関わる問題に向けよう。

註 ①、この史料については、本誌旧号の史料紹介「天保十年 御用

留」の改題の中で簡単に触れている。後藤重巳「史料紹介

天保十年 御用留」、『史学論叢』第三十三号所収、

### 三、五馬市村庄屋の系譜

次にこの村方史料を伝えた村庄屋の系譜について管見の史料から見て行こう。

この「引継ぎ目録」について、これまでを整理すると、日田郡出口村庄屋が、何らかの事情によつて保管してきた五馬市村の村方文書を、寛政十一年に五馬市村に返却（引継ぎ）した際に作成した目録であることが分かる。宛書の「五馬市村当時庄屋受持 組合中」の表現によつて、この時点では、五馬市村は庄屋が不在で、出口村の庄屋兼帯のもとで、村は組頭などによるいわば「組合管理」であつたことが予想できる。

宛書が「庄屋受持 組合中」であることは、新庄屋の補任が予定されているとは云え、庄屋機構（庄屋就任）がまだ機能していなかつたことを示すものと考えてよからう。事実、村関係文書に「五馬市村庄屋宇平次」の名が登場するのは、後述するように、翌十二年四月のことである。

引渡し文書目録の中には、末尾に「帳面たんす 一ツ」との記載があり、右の文書は一括して一個の櫃（筆筒力）に収納されていたらしいことが知られるが、櫃の現物や収納の様子については分らない。

現在、別府大学が所蔵するこの五馬市村文書群は、右に一覧した文書の外題に傍線（筆者）を附したものの一部を含みながら、この寛政十一年の引き渡し以後、五馬市村庄屋の元で作成された文書、その案文乃至は受納した文書からなる比較的多様な内容のものである。

ただ、目録中にいわゆる「見せ消」のある二点の文書が、何故移管か

らはずされているのかなど、この目録の内容自体についても検討の余地がある。

では、文書返還の契機となる庄屋不在問題は、何であったのか。

天保十年以降の村方からの嘆願書などを控える「品々書上控」①所収の嘉永四年五月の「以口上書奉申上候」には、以下のような注目すべき記事が見える。

一、(上略) 元来五馬市村之儀は、庄屋無御座、先年上井手村

庄屋<sup>正</sup>兼帯相願、夫より出口村・新城村庄屋共<sup>正</sup>も数十年兼

帯相願、只今庄屋信作祖父宇平治と申者へ庄屋役御願立候迄、

百年余も庄屋無御座、六七度も脇村々<sup>正</sup>兼帯相願押遷候、

この記事は、このころ、五馬市村と口五馬筋の赤岩村とが、田畑の売買問題で差し纏れた際に、日田役所から問題の発端となった旧証拠書類の探索を命ぜられた折、五馬市村における過去の文書史料の有無の可能性について、桜竹村側(庄屋)が否定的な意見として上申した口上書の内容である。

「書上控」に収載されるこの史料の意趣は、五馬市村には元来、庄屋はなく、近隣他村の村々がたびたび兼帯し、兼帯は数十年も続いたことがあり、百余年も庄屋が不在であったと云い、現任庄屋信作の祖父つまり宇平治の時代に初めて庄屋が置かれたと述べる。

さて、この寛政十一年が、五馬市村庄屋が初設された年なのか、又は何らかの事情によって不在になっていたものが、この年から再補任されることになったのか、問題の持つ意味はすこぶる大きい。後述するように五馬市村庄屋の森氏は、事実、宇平治時代に他所からの「入庄屋」であった。

宇平治の庄屋役就任時期に限って見ると、寛政十一年正月の当村の

「宗門御改帳」、同年九月の「田畑免割帳」②には、ともに組頭・百姓代のみが連・署名をしているのみで、庄屋の署名を欠く。しかし、翌十二年四月の「裏印鑑帳」③表紙裏には「寛政十二年申四月ヨリ庄屋宇平次(治)相勤」とあり、九月の「免割帳」、続けて翌十三年正月の「宗門御改帳社人分」の奥書からは「五馬市村庄屋 宇平次」の署名が正式に登場する。

寛政元年の「田畑免割帳」の奥書には、

右当申年御取箇御免状、村中大小百姓不殘立会拝見仕、則書付被

成御渡、慥二請取、銘々納辻見届候処、少も相違無御座候二付、為

後日百姓銘々納辻之前々印形仕置候、

と請書した後に、

組頭 清兵衛

同 由之助

同 市左衛門

同 久兵衛

同 吉右衛門

同 徳左衛門

同 四郎兵衛

百姓代 新兵衛

同 藤左衛門

同 勘右衛門

御庄屋 彦右衛門 殿

とあるように、組頭七名と三人の百姓代らが連名の上で、出口村庄屋に差し出す形式をとっている。組頭らで実施した免割の明細を、兼帯の村庄屋に提出したのである。

天明七年の「出口村明細帳」によると、このころ出口村庄屋は彦右衛門であり、彼はそのまま寛政十年まで勤めていたものと思われ、ここに登場する「御」と敬語を附される庄屋彦右衛門は、この出口村庄屋を指すものである。

この史料による限り、出口村庄屋の兼帯が、遅くても寛政元年まで遡ることが知られる。

一方、五馬市村庄屋が復活した年度の、同十二年の免割帳請書の文言は同じだが、続く連署部分には、

五馬市村庄屋 宇平治

組頭 由兵衛

同 清兵衛

(中略)

百姓代 新兵衛

同 宇右衛門

とあり、免割帳が庄屋宇平治主導の元で五馬市村により主体的に作成されていることが明確になる。

先の文書引渡し側の出口村庄屋徳兵衛は、この年に就任したものである。いずれにしても、これら様々な事実は、前段階で述べた「只今庄屋信作祖父宇平次云々」の記事内容と整合する。

最近、この五馬市村庄屋の家系に関する新史料を初見し、五馬市村庄屋森氏の出自が、近世初期以降、日田市隈町で掛屋「鍋屋」を営んでいた森家にある事実が明らかになった。

隈町森氏の系図④によると、当森家は、

慶長元年、森吉三郎八本土ヨリ来ル、日ノ隈山ノ城主毛利高政公

ノ臣、高政公佐伯帰城ノ時、致仕、隈町ニ留リ給フ、二子有リ、

始メ服商売ノ業以テ家印鍋屋トス、とある。

森吉三郎（順知）の長男安右衛門は、隈上横町に居住して、鍋屋の屋号と商印を「万」とし、二代目以後は、代々、名を万右衛門と称し、八代目万右衛門吉実に至ると云う。この吉実の弟宇平治の項に、「次男、五馬庄屋」とあり、これが五馬市村庄屋森宇平治である。

同系図は、宇平治以降について、周平―みね―謙平―恒太―平太―美年と現在の当主まで記載するので、きわめて新しいものの写しであることが分る。

周平の娘「みね」の左右には、「夫彦六」と「夫信作」の添え書きがあり、みねは養子を二度迎えたらしい。

この系図は、相伝次第のみで年記・事績を欠くため、宇平治の五馬市村入りの正確な年代は分らない。

五馬市村庄屋は、通称「森」姓を称する。今、当家の詳細な系譜が見出されないかぎり、これ以上、隈町森家と庄屋森氏との関係の詳細を知ることが難しい。

現在、この五馬市村庄屋森家に遺存する文書は極めて僅少で、時代的には明治後半期以降のものに限られる⑤。したがってそれらから当家の庄屋歴任の経緯を証することは困難だが、これらの史料のうちに、一点だけ極めて関心と呼ぶものがある。

史料は、右肩に「昭和 年 月 日」、左下隅に「日田郡五馬村 森用箋」「日田郡五馬市村 森平太用」などと印刷される洋罫紙（便箋）に森家の歴代などを認めたものである。この史料が入れられた封筒は、市販の茶封筒で、表に「森家」とのみ書かれている。内容は三枚あり、一枚は鉛筆書き、一枚はペン、残る一枚は墨によって書かれたものである。

記事の時代的下限は、昭和八年であり、森家の平太が、旧五馬市村村長  
在職中に記したものと思われる。

二枚の記事内容はほぼ同じながらも、若干の相違がある。今、両者を  
総合してまとめたものを示すと以下のようである。

初代 宇平治 文政四年卒 七十七

妻 スエ 寛政四年卒 四十四

後妻 アリシ哉

二代 周平 天保九年卒 四十九

男子ナク、女子二人アリ、

長女 ミネ 二女 桜竹織田新「欠」

鎌手ヨリ信作 行年十一年

周平の養子 ミネの養子

塚田ヨリ彦六 行年二十一年

三代 信作 嘉永七年卒 四十四 出口ヨリ養子に来る(ミネに)

四代 謙平(母ミネ) 子 広二 オタツ オサエ(右田)

オツヨ

(妻 テル 出口庄屋弥惣治娘)

信作の妻子ハ、一・二歳ニテ死シタ様ナリ、

謙平ハ誰ノ子ナルヤ 彦六ノ子

信作の妻ハ、如何 位牌ナシ

新宅ノ イババンが信作の妻ニシテ、

謙平ノ母ナラン、

イーババンハ、周平ノ子ナルヤ

広二ヨリ分家、広二ノ妻オナオハ、

町(隈)ノ寺ヨリ 女オコフ

別二、麻生又兵衛ノ位牌アリ、妻ハ宇平治ノ長女、之ハ如何シ  
タルヤ、

(以下略)

以上、森家四代の記事は、残存する「位牌」などを元に整理されたも  
のらしく思われる。これらの内容(以下これを「位牌」と呼ぶ)につい  
ては、今ここで詳しく検討するには史料が管見しない。

この史料によると、問題は森家初代が、少なくとも宇平治をもって初  
代とするらしいことが知られ、この記事を含めて、先に見たいいくつかの  
史料を総合する限り、森氏による五馬市村庄屋は、宇平治をもって嚆矢  
とし、以下述べるように周平・信作・謙平と相続するが、各当主の出自  
は何れも混交し明確ではない。

ただ、このような点は、この時点でこの庄屋家に、確実な「系図」が  
存在しなかったことを暗示しており、平太の時代に、位牌などを基に年  
代を書き並べたものであることが推測される。

森家は明治二十四年十月、類焼によつて本家東西に設けた倉庫以外の  
建物のごとく焼失しており、家系譜などもその際に焼失し、残存し  
た位牌などを基に相続関係を明らかにしようとしたものと考えられる。

注 ①、日田郡五馬市村文書「天保十年 品々書上控」、なお、以下、

本小稿のなかで、特記するもの以外は何れも五馬市村文書所  
収史料である。因みにここに利用した「品々書上控」は、村  
方に残される「用留」の一種で、村方からの嘆願など上申事  
項を書き留めたもので、五馬市村文書のうちには、享和三年  
く天保七年「願筋並書上控」・天保十年四月く安政四年正月  
「品々書上控」・安政四年二月く明治初期まで「書上物控」の

計三冊が見られる。表紙に、それぞれ老番・式番・三番と明記される累年史料である。

- ②、五馬市村の「田畑免割帳」は、寛政元年・二年分が現存する。
- ③、五馬市村の「裏印鑑帳」は、宝暦六年を上限に明和・寛政・享和・文化期のものが各一冊、天保期一冊、弘化期一冊があり、宝暦以降天保期まで内容は継続し、老く七番までの連番が付される七点の累年史料と、天保三年の新城村「証文印鑑帳」一冊がある。
- ④、森氏旧蔵史料は、現在、日田市教育委員会に寄託され整理中であるが、その中に含まれると思われる「森氏系図」の写しを日田市隈町在住の後藤稔夫氏より拝見・御教示を受けた。
- ⑤、この史料は森家より日田市教育委員会（旧天瀬町）に居室ごと寄託され、未整理のまま居室に保管されている。

#### 四、庄屋の歴代

さて、五馬市村庄屋は、文化十二年二月、宇平次が病弱・老衰を理由に退役して息子又八が世襲し①、同年八月、又八は改印届けを出すと同時に周平と改名した。

この二代周平が引退し三代信作が家督を継いだ月日は史料的に明らかではないが、「位牌」は、周平の死亡を天保九年とする。すなわち九年正月の「宗門改帳」や三月調製の「村明細帳」に、庄屋としての周平の署名が欠落しているのは、死去による庄屋不在を示しているものである。継嗣信作が就役の折、日田役所へ提出した願書②によると、「五馬市村庄屋周平病死後、跡役之者人当難取極、押移罷在候処」と見えることから、周平の死後、後役選任に手間取ったことが知られる。そして同年

九月、息子の信作（「位牌」は周平長女ミネに出口村から婿養子）が二十八歳で庄屋役を継続した。この時点での信作家の持高は十四石二斗五升余であった。

周平から信作への庄屋役譲り渡しの際、「跡役之者人当取極め難く」と云う事態が、どのような問題であったかは分らない。恐らくは養子信作の庄屋役相続に対して、村方からの異議があったものと思われる。

信作就任の折、「当村は宿馬其の外御用繁多之村柄二御座候間、右信作若年二付」及び「隣村組合村の内」と云う理由をもつて、信作を補佐すべく桜竹村庄屋織田新三郎が後見役③になった。

新庄屋信作が、既に二十八歳であるにも拘わらず、この「後見」が付くのもやや異常に思われる。

新三郎が後見役になった背景には、彼の妻が、周平の二女であったことに因由するものと考えられる。すなわち「位牌」の周平の記事に、「二女 桜竹織田新・・・」とする尾欠の記事が見られることである。織田氏は桜竹庄屋を勤める家であり、当期の当主は新三郎を襲名している。

この新三郎は嘉永五年に六十七歳で死去するが④、その死亡直前の嘉永元年まで後見を続けた⑤。その折の願書によると、新三郎は病身の由をもつて、日田役所に後見役の辞退を申し出て認められているが、その時の新三郎の肩書きは「日田郡桜竹村住居 赤岩村庄屋」となっている。桜竹村に居住し隣接する口五馬筋の赤岩村の庄屋を兼帯していた。其の辺りの経緯は明確でない。

庄屋周平の死後、「人当」すなわち後任人事が遅延したことと云い、新庄屋信作が、既に二十八歳という年齢でありながら、新三郎が「後見」に付くなど云う問題の背景には、信作が、先庄屋周平の嫡子でなく、「位牌」に記されるように、他村からの養子であったことも大きく関係

しているものと考えられるが、その周辺事情は判然としない。

その間の弘化四年六月、新城村庄屋彦右衛門が退役し、後任に適当な人当てが出来ないことから、信作が請われて兼帯庄屋となった<sup>⑥</sup>。

残存する「御用留」のうち、嘉永五年・六年分が「五馬市・新城村御用留」となっている所以である。信作の新城村庄屋兼帯は、翌七年の庄屋退任まで続いたものらしい。

同村最後の庄屋謙平が、父（「位牌」によれば養父）信作から役職を継ぐのは嘉永七年（改元・安政元年）正月のことで、信作辞任の理由は病身であり、謙平は時に二十四歳、持高十四石で、当時孝太郎と呼んでいたが、庄屋役就任と同時に謙平と改名した<sup>⑦</sup>。

この庄屋退任に際し、組頭・百姓代一同は、庄屋の退役に同意を示すとともに「同人（庄屋）勤役中、御年貢米銀引負等無御座」と庄屋が在役中の負債や年貢未納のないことを保証する連署を提出している。

この謙平の時代で明治を迎え、彼は、四年には五馬市・新城・塚田三か村の庄屋に、翌五年十月には三か村の副戸長に、さらに十一月に戸長に選ばれている<sup>⑧</sup>。

五馬市村文書のなかに、明治四年六月調製の「新城村諸帳面引渡帳」が所収されるのは、このような三か村合併理由によって主邑の五馬市村に村方文書が移管されたものであろう。

因みにこの帳面は長帳で、墨付六丁、村に伝えられた文書の引き渡し文書の目録である。作成者は新城村の羽野又市、立会人として湯浅格平・坂田勇七・高村兵入ら三人が署名。宛名は森謙平とある。

内容は、年貢割付状に始まり、皆済目録・検地帳・村鑑・名寄帳高抜差帳・宗門帳などのいわゆる「村方文書」である。末尾に、

前書帳面之内、別紙御請書之通、御受取被成残帳面は、当時御預ケニ付、

預置申候間、御入用次第御渡シ可申候、以上、  
とあり、羽野又市の署名と押印がある。因みにこの羽野又七は、旧新城村庄屋であった。

五馬市村文書の内には、極く少数であるが新庄村の「割付状」「皆済目録」など混在しているのは、この明治四年の文書移譲に起因するものであるが、この目録に見える新城村の主要文書は、五馬市村文書中には存在しない。

五馬市村文書の内には、寛政末期以降ほぼ累年の当村の「宗門御改帳」<sup>⑨</sup>が含まれている。

天保六年の改帳によると、当村百七軒の戸数のなか、その大半（六割・六十五軒）は村内に所在する真宗専称寺の檀家であり、残る一部は出口村真宗浄念寺（四軒）・芋作村同光明寺（六）・万々金村同西林寺（二十）・山浦村同専徳寺・日田中城村同長福寺（二）・日田竹田町真宗広円寺（七）・同町同照蓮寺（二）など遠近各地の真宗寺を請寺としている。

五馬市村庄屋森家の菩提寺は、日田竹田町隈所在の広円寺で、同村の中で、同寺の檀家は別に六軒が確認される。

村庄屋が、自村内に所在する寺の檀家でなく、はるか遠隔地である日田竹田町隈の寺院に所属することの因由は庄屋森氏の出自と無関係ではなく、また、森家と日田隈町周辺との姻戚関係も注目される。

世代は下がるが、「位牌」によると、三代信作次男の広二は、本家より分家した人物であり、彼の妻「オナオ」は「町ヨリ」・「隈ノ寺ヨリ」などと記されるが、「町」は勿論日田で、「隈ノ寺」とは先に示した隈町所在の寺院の一寺を指すものである。

信作の長男謙平は、庄屋役を継いで四代庄屋となったが、次男広二は、

分家し医者になつて春台と名乗つた。

すなわち、元治元年五月の肥後御船在任の医師健貞方への入門願書<sup>⑩</sup>によると、その申請人は「春台」で、彼の肩書きは「五馬市村庄屋謙平弟」とあり広二を指す。春台は玖珠郡右田村庄屋寛蔵の息子を養子に迎え、春挺と号し医業を継がせた。

明治三年の「戸籍簿」<sup>⑪</sup>には、春挺の養母、すなわち春台（広二）の妻「なお」について、「安政四年当郡隈町年寄彦兵衛娘を娶る 明治三年三十歳」とあり、「位牌」に云う「町（隈）ノ寺ヨリ」の記事とは齟齬するが、隈町の出自であることは疑いなかろう。この戸籍簿によると、春挺家の菩提寺は、日田隈町所在の真宗蓮照寺である。「位牌」に云う「隈ノ寺」とは、蓮照寺のことではあろう。

このような事例を眺めてみると、森家と日田隈町とは、かなり深い脈絡のあることが伺われる。

- ①、享和三年亥年八月より「願筋並書上控」。
- ②、「品々書上控」、天保九年九月条。
- ③、②の同日条。
- ④、織田荘太郎編「豊後国日田郡桜竹村庄屋史綴」自家版資料集所収「織田氏年表」参照。
- ⑤、②に同じ「品々書上帳」嘉永元年三月条。
- ⑥、「品々書上帳」弘化四年六月廿一日条、「廿二日聞済」とある。
- ⑦、⑥に同じ、嘉永七年（安政元年）正月条。
- ⑧、自安政四年巳年二月 書上物控「御定免御受証文之事」の差出人に「保長 矢幡籐作」に続けて「副戸長 森謙平」と見える。

⑨、五馬市村宗門改帳は、寛政十一年（社人分）を上限、明治二

年を下限にその間の四十余年分が残っている。

- ⑩、⑧に同じ、元治元年五月。
- ⑪、明治三年編製の「戸籍簿」で、戸主職業・家族人数・居村他村別所有耕地山野反別などを上欄に、家族構成を下欄に示す。戸主及び妻は、出自と生年月日を明記するもの。

##### 五、庄屋の支配力と村秩序

ここでは、五馬市村庄屋の職務をめぐる問題について、管見の史料から眺めてみたいと思う。

安政四年の「御用談記」<sup>①</sup>冒頭の正月の記事に、日田会所詰庄屋一同からと思われる数通の願書が見られる。

内容は、これより前、日田豆田町の掛屋千原幸右衛門が、老齢・難聴などを理由に掛屋ならびに買替米請負方を辞退し、家務を息子太郎兵衛と郡右衛門の二人に譲渡させることにしていたが、

同人（幸右衛門）倅太郎兵衛・郡右衛門兩人ニテ代勤仕候処、兩人共強情ニテ郡中氣請不立、一同不帰依ニ御座候間、幸右衛門自身勤出来不申候ハハ、御掛屋並買替米請負方相断度奉願上候、尤後御掛屋之儀ハ、両町之内御目鐘ヲ以被仰付被下置候様奉願上候（下略）、

として、息子二人の代行に顧客や村方から反対がなされた。

続く史料によると、幸右衛門の倅太郎兵衛は、嘉永四年以降、同郡草場村の庄屋に任じられていたが

若年之身分ニテ諸事強情申張、郡中談向、都て不和合之事のみニテ、諸取引向身勝手残忍之儀多く村々ニテ甚困窮仕、何となく郡中不穩、同人方は一統不帰依御座候間、御掛屋並買替米請負方相断庄屋退役被仰付候様奉願上候（下略）、



とする村方からの庄屋罷免の願いが出され、そのような人物が掛屋業を代行することにも抵抗したのである。結果、日田役所は太郎兵衛の庄屋役を罷免し掛屋は幸右衛門の名義で郡右衛門が補佐して継続することになった。

庄屋役を罷免された太郎兵衛は、掛屋の業務には一切関与せず、日田役所内及び庄屋会所への立ち入りも遠慮するよう命じられた。

日田町の商人が、縁辺の村庄屋に就任する例は珍しくなく、文政五年、博多屋広瀬久兵衛が草野忠右衛門と二人で城内筋中城村の庄屋を兼務し、さらに久兵衛は天保二年、津江中西村の庄屋を兼帯しているが、千原氏のように村方の不評を買う事例は他になかったか。若干の史料から眺めてみたい。

文久三年四月、庄屋謙平は、村内の元組頭秀右衛門（前名善平）・部屋住みの伊三郎らから、万延元年の夫食や村入用出銀勘定にまつわる不正の疑惑ありとして、日田役所に訴えられた。謙平は、役所に出頭を命ぜられ、厳しい詮索を受けたがやましいことはなく、逆に提訴した秀右衛門らに不都合があるとして処罰されると云う事件が起こった②。

元組頭秀右衛門は、これより前、役職中に「不束之儀」ある由で、罷免された後も「村方惣代」など自称して不埒あり、入牢の身となったが、先非を悔い、加えて親類などからの嘆願もあつて「村預け」に減じられ、「請書」を認めていた。

伊三郎の身分や「部屋住み」の明細は不明、誰かの奉公人の身分であったものだろう。

この事件は、元組頭秀右衛門が、罷免された恨みに基づいているらしいが、謙平が庄屋在職中に直面した自己身分に関わる出来事の一つであった。

これより前、嘉永六年九月、それまで組頭役を務めてきた逸右衛門（天保九年就任）が病死、跡役選出に際して、村人の一部から異議が生じ、選出が一時滞るといふ事件が起こっている。

すなわち、逸右衛門死後、跡役は村中総意として彼の倅・寿平の推挙が決まり、日田役所に対して願書の差出の準備も整い、郷宿まで出張する段階に至った。ところが、この時点で、村の善平・源兵衛・十平・周平・為右衛門ら五人が、「故障」を申し立てた。

そこで村方では、彼らの説得を重ねたものの一向に納得せず、さらに会所詰庄屋に諭し方を依頼したが、「故障の始末不相分」いわば善平らの反対の理由が掴めず、庄屋信作らは日田役所に解決方を要請したのであつた。

その嘆願書「乍恐以書附奉願上候」③によると、「筋立候儀二有之候ハハ、猶亦取計方も可有之候得共、兼て当人共難見定もの共ニテ」つまり根拠ある反対意見でもあるならば、対応策はあるもの、彼らは以前から言動がはつきり知れない者どもの事ゆえ、本意も測りかねると言うのである。

加えて、故障派五人のうちの一人善平には、大きな前歴があつた。嘆願書によると、「善平儀は、去天保九戌年、組頭役勤役中、不埒之取計仕御上達御聴、御咎を請、組頭退役候者二有之、此儘差置候ては往々如何様之取計仕候儀も難計、嘆敷次第付（略）」と見える。

この善平の不埒の詳細は、翌天保十年の「品々書上控」所収の「乍恐以書付御詫奉申上候」によって明らかである。

それによると、これより前、

善平（秀右衛門に改名）・清兵衛・組頭栄右衛門らは兼て心得方不宜、組頭役相勤候身分にて、大切成貯穀御封印ヲ自儘ニ詰穀之内取出候

儀、其余之取計迄不次第、品々御聞二達シ、此節御召出一ト通御吟味之上、猶追々嚴重御吟味可被仰付旨被仰渡、手錠・郷宿御預被仰付奉恐人相慎罷在候（下略）、と云う事件があつた。

一方、清兵衛は、親が組頭役を勤める身であつたが、病死の節、親の退役願を提出したものの、役所を軽率に考えて自分で勝手に「組頭」を唱えたと云う不都合な振る舞いであつた。

三人の非行については、会所詰め役人はじめ村役人、組合村・最寄村庄屋などで、「極々取調」の結果、彼らが先非を悔い、組頭役を退役し、以後、我意を募らず農業一筋に差しはまるように慎むと誓約しているの「慈悲の御沙汰」を欲しい由、関係者連署の陳情をし、役所から認められて、三人は赦免された。署名者は善平・清兵衛・栄右衛門ら本人とそれぞれの親類と百姓代・組頭二人、組合・組合村、組合村は、本城・塚田・芋作・新城・出口・桜竹の奥五馬筋六か村の庄屋、最寄村湯山庄屋・会所詰め庄屋三人であつた。

この折は、五馬市村庄屋は周平から信介への交代期で、適当な人材がなく、後任人事が指し纏れていて庄屋不在であつた。

さて、この事件がどのような結末に至るかは史料が管見しないが、この事件は五馬市村庄屋二代目信作が家督を継ぐ時点で起つたものであり、「人当難取極」問題の大きな原因となつたものと思われる。

善平と栄右衛門が組頭を罷免され、伝兵衛と逸右衛門の二人が後任に選ばれ、反省の身となつた善平・逸右衛門・清兵衛の三人が、信作の庄屋就任を信任する願書を提出することによって、信作の庄屋が確定した。

十六年後の嘉永六年に、組頭選出の際に、善平（秀右衛門に改名）は、再び「我意」な行動を起したのである。

後継組頭選任に反対する五人のうち、首謀らしい善平は、新組頭候補寿平の伯父に当たる立場であつたので、村方では精々彼を説得し、結局善平を寿平の「後見人」にすることで納得させ、彼に残る四人の同意をも勧誘・納得させたが、これは失敗に終わった。

その辺りの経緯についても不明な点もあるが、善平らは、最終的には新組頭の組下に所属することを拒否したものでらしく、事件の結末を記す「申談書」の追而書には

丈右衛門組下二八付き不申段相断、組頭源兵衛へ右五人丈ヶ飯二世話相頼候様相成、従来之組を離れ、当時源兵衛組下三付き居候事と伝えて、またその奥の尚書にも（略）寿平へ願立候儀、十平外三人の者不承知二付ては、善平儀も同断二付、以後源兵衛五人丈ヶ世話可相頼様申出候間、打合二相成、その結果、同年十月に寿平の組頭願いが日田役所に提出され、承認されたのであつた。

新組頭寿平と、この「追而書」に登場する丈右衛門は、同期の史料に併記されることなく、ともに異なる時点で登場するが、丈右衛門に付いては徴する史料が管見しない。

組頭選出に際して賛意を持たなかつた五人は、新組頭を頂くことを快しとせず、公認されて別の組頭の下に付いたのである。

以上のような散在的な史料を管見すると、五馬市村庄屋森氏の庄屋としての指導力は、やや精彩を欠き、庄屋や組頭役の相続をめぐるいろいろな「故障」に遭遇している感がある。

注 ①、安政四年「御用談記」。この「御用談記」は、他に天保十六年・安政六年の計三か年年度分が見られる。

②、自安政四年二月「書上物控」文久三年条。

③、天保十年以降の「品々書上控」嘉永六年九月条。

## 六、まとめ

森氏がどのような関係から五馬市村庄屋に就くのか、その経緯は分らない。

隈町森氏は、本家を㊦(丸三)印「鍋屋」と号し、山三・㊧・㊨など八分家があつた①。鍋屋の経営は、延享・慶応期間の一二〇年の間で、天明後期から寛政初期までが絶頂期にあたり②、近隣農村からの楮・紙・なたね・煙草など商工業材の購入や農氏金融を展開し、農村との結び付けを強めた。

森氏の場合も、恐らくは農村金融を介して、五馬市村と関係を持つものと仮定されるが、具体的にそれを確認する史料は管見しない。

宝暦期以降の五馬市村の「裏印鑑帳」によると、日田商人による同村への「元銭返」の融資の事例が散見する。日田商人資本の近郊農村地帯への投資に関わる問題であるが、五馬市村に限ってみれば、日田豆田町の高田屋利右衛門の事例がやや多例であり、桑屋(隈)・松屋市左衛門(?・綿屋(隈・豆田)の事例が散見するが、予測された隈町森氏の事例は管見しない。

この裏印鑑帳は宝暦六年以降、弘化・嘉永期まで継続して残されているが、森氏が五馬市村と関係し始めると思われる時期の安永から寛政前期までの分が残念ながら欠落する。

一般に、後進地帯では村庄屋は土着性の強い由緒ある家筋が勤め、庄屋の権威を加速する例が多いと考えられが、近世後期に突然出現する森家のような庄屋には、様々な契機があるらしい。

しかし、文化十年の『庄屋手鏡』③に云う

夫庄屋は、上に近き下に近きものなれば、智仁勇正直第一の役なり、な

り、此四つの内一つ欠ても難勤位のものなれば、常々脳々相心得、郡内にも古き人並村内にても老人どもへは、序の節不何事心掛尋置、ものにより候ては、記録控置候へば、時節により、用立事有之は尤なり、

との心掛けが、伝統的体験のない新人の庄屋にどれほどあつたか問題である。

返却された文書の時代的上限が、元和は特例として延享期、続いて宝暦期と云う時期構成は、五馬市村の庄屋問題を含む行政史を考える上で、何らかの示唆を与えてくれそうである。

この一群の史料が完全に整理される過程で、さらに新しい史料の発見があり、問題解決を助けるものと信じる。

注 ①、『日田市史』第三篇第三章「豆田・隈両町と日田商人」。

②、野口喜久雄『近世九州産業史の研究』所収「日田商人森家の経営」。

③『近世地方経済史料』第七卷所収。伊予松山領久万村庄屋梅木忠章の著作

なお、「五馬市村文書」の紹介並びに論考としてはおおよそ以下のようなものがある。

『史学論叢』第廿九号以降の史料紹介 五馬市村「御用留」翻刻。  
日本史研究室編 豊後日田郡「村明細帳」翻刻。

内田鉄平 主として五馬市村「宗門改帳」の分析に拠る一連の論考。

後藤重巳 主として山林資源利用・山野出入問題に関わる諸論考。